

# 公的融資 F A Q

代表的な F A Q を揃えました。より詳しくまた具体的な疑問については各機関の窓口にてパンフレットが用意されています。職員との対応無しで調べられますので、最初に資料を取り揃えると良いでしょう。

## Q 1 : 資金調達とは？

会社や個人事業主が事業を行う上で必要な資金(設備・運転資金等)を借入れなどの手段により集めること。ギャンブルのために借入れをするのは資金調達ではありません。

## Q 2 : 資金調達にはどんな種類があるか？

金融機関などからの借入れが代表的で、補助金・助成金の利用、企業なら増資、社債(または私募債)発行等の手段があります。

## Q 3 : 創業したばかりでの資金調達は？

一般銀行などでは創業したばかりの会社に対する融資には消極的というのが実情です。しかし、信創業したばかりの会社や設立年数があまりたっていない会社であっても、国民生活金融公庫や保証協会、市町村の創業者向けの制度融資そして用金庫などでは、比較的容易かつ低利で資金の調達をすることができます。

## Q 4 : 創業者にも利用できる融資制度は？

国民生活公庫の「新創業融資」、「第三者保証人不要融資」、商工会議所の「マル経融資」、各市区町村で取扱っている創業者向融資などがあります。

## Q 5 : 担保や保証人があれば、確実に借りられるか？

融資の際には、一定の担保や保証人が必要となりますが、これらは必要条ではあっても十分要件ではありません事業の成長性や返済の計画がしっかりとできていないといけません。

## Q 6 : これまで取引経験がなくても融資は受けられるか？

「基本的な融資の条件を満たしていること」、「事業計画がしっかりとできていること」、「必要な書類を用意することができること」の 3 つの点がクリアできれば、初めての利用でも融資を受けることは十分可能。初めての場無保証人と融資条件にあっても保証人を用意する必要な場合がありますが、同一生計の親族や従業員でなければ実の父母でも OK。 但し年金暮らしの場合などは、保証人となれるかどうかは微妙です。 年金を受け且つ幾らかの収入をもらっている仕事に従事している場合は保証人として認められる場合があります。

## Q 7 : 制度融資とは？

制度融資とは、自治体と信用保証協会及び指定金融機関の3者が協調して行う融資で、中小企業が金融機関から融資を受けやすくするための制度。

中小企業者から指定金融機関への融資申込み

指定金融機関から信用保証協会への保証申込み

保証協会による審査

保証協会から指定金融機関への保証決定通知

指定金融機関による審査

以上の順で進みます。

## Q 8 : 助成金は誰でも利用できるのか？

助成金には、比較的支給しやすいものとして厚生労働省管轄の「特定求職者助成金」や「試用雇用助成金」、「自立就業支援助成金」などがあります。

「特定求職者助成金」

- 60才以上の者、身体障害者、母子家庭の母等一定の要件に該当する者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に1～1年6ヶ月の間、その賃金の1/3～1/4が助成される制度です。

### 「試用雇用助成金」

- 45～65才未満の者、30才未満の者、障害者、母子家庭の母等  
一定の要件に該当する者を公共職業安定所等の紹介により試用雇  
用した場合に、その期間(最高3ヶ月)の賃金について1人あたり5万  
円を助成する制度です。

### 「自立就業支援助成金」

- 一定の要件を満たす失業保険の受給者が1年以内に、自ら法人  
の設立をして他人を雇った場合に、設立費用の一部(最高限度額  
200万円)が助成される制度です。

これらは雇用保険に加入していることが条件となっていて、年度で変更  
や追加があったり、自治体が行なっているものなどもありますのでハロー  
ワークで調べることをおすすめします。

就労促進以外での助成金の認可は確率が非常に低いといわれます。

## Q9：自己資金はどの程度あればよい？

創業関連の制度（「新創業融資制度」など）については、自己資金額が借入れ希望額と同額以上あることが要件となっている場合が多いので、基本的にはこれをクリアーする必要がありますが、優良な保証人が付いていたり、借主が同種の事業の経験年数が長く、事業プランも優れている場合には、自己資金が半額に満たない場合でも貸してもらえます。

## Q10：返済原資とは？

返済原資とは、売上げから必要経費等を差し引いて返済に充当できるお金のこと。設備資金の場合には、「税引後利益(個人事業では、必要経費と税金を支払った後に残るお金) + 減価償却費」の合計額になります。減価償却については購入資産によって違うので調べる必要があります。

## Q11：申し込みしてからどのくらい(期間)で借りられるか？

初めての申込みの場合、通常の融資(普通貸付)では3週間から1ヶ月程度。通常の借入れよりも時間がかかるので注意が必要。目的日より1ヶ月半で逆算するのが望ましいでしょう。

## Q12：窓口の担当者が話を聞いてくれなかったり、合わない場合。

基本的に対応がよいとされますが、国金の担当者も人間である以上、その資質にムラがあり申込人との相性ということもあります。対応としては、全てをたまたま出会ったその人にゆだねるような話をせずに、日を改めて行くか、別の支店で相談した方がいいでしょう。

## Q13：どんな人に保証人をお願いするのがよいか

同一生計の親類や従業員でなければ、実の父母であってもOKですが、やはり他人を保証人に用意できたほうが良いです。一般的には、公務員や大企業勤務の人、中小企業でもある程度以上の役職の人は保証人として歓迎されます。これはどのような金融機関でも一緒です。

## Q14：保証人として敬遠されるのは？

ブラックリストに載っている人、複数の金融機関から借入れのある人、無職の人・年金生活者や勤務年数が短い人・転勤が多い人・借入れをしていて延滞がちな自営業者などは保証人として敬遠されます。

## Q15：信用保証協会とは

信用保証協会とは、担保や保証人を用意できない中小企業を対象に、一定額の保証料を支払うことを条件として、同協会が公的な保証人となって金融機関から融資を受けられるようにすることを目的に設立された特別法上の法人とされています。同協会は、独自の、または自治体や非営利団体と協調することにより、多くの中小企業に対して保証を行っています。

## Q16：信用保証協会の特徴は？

- ・中小企業しか利用できません。
- ・信用保証協会が 100%の保証を行うので、通常は金融機関が貸出しを行わない事業者に対しても融資がされます。
- ・一般融資の保証期間は原則として、運転・設備資金ともに5～10年以内と長期。
- ・取引先の金融機関の独自の融資枠(プロパー融資)と保証付き融資は別枠なので、これらを併用することにより借入枠の拡大が図れます。保証協会保証は同時にはすすめられません。

## Q17：信用保証協会はお金を貸してくれないのか？

信用保証協会は、金融機関の貸出しについて保証を行うのみで、中小企業に対して直接の融資を行うことはしません。

保証協会がお金を拠出するのは、代位弁済の時です



## Q18：国金と保証協会ではどちらが利用しやすいか？

国金での融資が特別のもの(「新創業融資制度」や「第三者保証人を不要とする融資」等)をのぞいて原則、保証人や担保が必要となるのに対して、保証協会では融資の際に、第三者保証人(代表者や家族等以外の保証人)を用意する必要が一部例外をのぞいてなくなりました。ただし、国金には「創業者に対する貸出しに積極的」、「比較的緩やかな審査で貸出しされる」、「保証料等の負担がない」などのメリットがあることから、最終的には利用の目的やその他の条件によることとなります。

## Q19：信用保証協会の今後の姿勢

保証をした債務者が弁済不能となった場合には、その返済の残額を金融機関に対して100%保証していますが、現在この保証割合を90%~80%程度まで引き下げようという動きがあります。しかしまだ決まったことではないので、現在は100%保証のままです。

## Q20：保証料は返金されるのか？

制度融資において、完済後に金利や保証料の一部が補助されるものがあります。

しかし、延滞しなかった場合などオプションがつく場合がほとんどです。

## Q 21 : 返済に困った場合はどうすればいいか？

まずは、国金に出向き正直に状況を話すことが重要。そしてその上で、必要があれば金利の減免、元金の据置、支払期間の延長などの再建策(リ・スケジュール、またはリスケという)についての協力を求めることとなります。対応してくれる様子も無い雰囲気であれば専門家に相談するか、くじけず何度もお願い行くことも大切。しかし国金の融資のみについてしかスケジュールされません。

## Q22 : 代位弁済とは？

代位弁済とは、万一、何らかの事情により債務者が借入金の返済ができなくなった場合に、保証協会が債務者に代わって金融機関に対し返済を行うことをいいます。代位弁済がされた場合には、以降、債務者は保証協会に対して返済をすることとなります。

## Q23 : 貸してくれない業種

国金では、以下の業種に対しては貸出しをしていません。

(融資非対象業種)金融保険業(保険代理店を除く)・政治、経済、文化団体等・キャバレー、ナイトクラブ、サロン・待合・パチンコ、スマートボール等の遊戯場・取立業や集金業、芸妓周旋業・社会保険や社会福祉事業等となっています。

作者紹介  
スライダーウェブサイト

<http://changeup.uijin.com/>

スライダーブログ

<http://s rider.blog.shinobi.jp/>

メールマガジン  
零細自営業者の借金完済への道

<http://blog.mag2.com/m/log/0000230414/>